

EVENT GUIDE



名称	日時	会場	お問い合わせ先
新春特別セミナー 賀詞交歓会	1/26(木) 14:30~15:50 (新春特別セミナー) 16:00~17:30 (賀詞交歓会)	ホテルグリーンパーク津(津市羽所町700) 新春特別セミナー テーマ:「2017年日本経済の行方と中小企業経営について」 講師:株式会社船井総合研究所 上席コンサルタント 中野 靖識 氏	三重県中小企業団体中央会 企画情報課 TEL059-228-5195
三重県中小企業団体中央会 第62回通常総会	5/31(水) 13:30~	会場:三重県勤労者福祉会館 6階 講堂 ※詳細につきましては、後日連絡いたします。	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195

育児・介護休業法 男女雇用機会均等法 が改正されます!

《改正のポイント》 — 平成29年1月1日施行 —

<p>介護休業の分割取得</p> <p>対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能</p> <p>子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化</p> <p>半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能</p> <p>介護のための所定労働時間の短縮措置等</p> <p>介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)について介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能</p> <p>介護のための所定外労働の制限(残業の免除)</p> <p>介護のための所定労働時間の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設</p> <p>有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和</p> <p>[有期契約労働者の育児休業の取得要件]</p> <p>①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること ②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと</p> <p>[有期契約労働者の介護休業の取得要件]</p> <p>①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること ②介護休業を取得する日から9か月経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと</p> <p>育児休業等の対象となる子の範囲</p> <p>育児休業などが取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子のみならず、特別養子縁組の監護期間中の子、特別養子里親に委託されている子等も新たに対象</p> <p>いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設</p> <p>事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主に新たに義務付け。</p> <p>●派遣労働者の派遣先にも以下を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
--

お問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室 〒514-8524 津市島崎町 327-2 ☎059-226-2318

中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197
URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

●過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については●

三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。